

道路上の支障木伐採等に関するお願い

県南建設事務所(H25. 8. 30)

～沿道に土地をお持ちの皆様にご理解とご協力をお願いします～

当事務所では、日頃から道路パトロール等を実施し、道路区域内の穴埋め、舗装修繕、草刈り、植栽の手入れ、支障木の伐採等を行っています。最近、私有地から道路や歩道上への枝の張り出しなどにより、歩行者やトラックを含む自動車の通行に支障を来している事例が多く見受けられます。また、この枝の落下による事故も発生しています。

私有地から道路上に張り出している枝や葉は、土地所有者が適正に維持管理する定めになっています。もしも、樹木の倒木等が原因で歩行者や自動車等に事故が発生した場合、法律の定めによって土地所有者等が責任を問われる場合がありますのでご注意願います。

適正な道路管理は、**土地所有者のみなさんと一体となって進める必要があります。**以下の作業についてご理解とご協力をお願いします。

～作業が必要な状況～

次のような状況が見られる**土地の所有者は、樹木の伐採、又は枝払いをお願いします。**

- 道路、歩道上へ樹木が張り出し、通行の障害となっている(又は、その恐れがある)もの。
- 倒木や枝・幹落下の危険性があるもの。

～作業時の注意事項～

伐採作業時には、次のことに特に注意して行って下さい。

電線や電話線がある箇所の作業は、事前に最寄りの電力会社又はNTT支店に連絡し、立会いのもとで行って下さい。また、作業にあたっては通行する車両、自転車及び歩行者の安全確保と、樹木からの転落防止等に十分ご注意下さい。

～支障木の例～



～問い合わせ先～

支障木等の伐採・情報提供等・問い合わせは下記まで。まずはご相談下さい。

県南建設事務所 管理課
(Tel.0248-23-1633. Fax0248-23-1504)
棚倉土木事務所 業務課
(Tel.0247-33-3131. Fax0247-23-1006)